

鳥取県指令  
第20/200173305号  
平成25年 2月14日

(株)大協組

代表取締役  
小山 典久 様

鳥取県知事 平井 伸治



## 特定建設業の許可について（通知）

平成25年 1月24日付けで申請のあった特定建設業については、  
建設業法第3条第1項の規定により、下記のとおり許可したので、通知  
する。

（担当：県土整備部県土総務課建設業担当 電話0857-26-7347・7454）

### 記

許可番号	鳥取県知事 許可（特一24）第 6588号
許可の有効期間	平成25年 3月21日から平成30年 3月20日まで
建設業の種類	
土木工事業 大工工事業 石工事業 ほ装工事業 塗装工事業	建築工事業 とび・土工事業 鋼構造物工事業 しゅんせつ工事業 水道施設工事業

注) 許可の更新申請を行う場合の書類提出期限；平成30年 2月18日  
（この日が行政庁の休日に該当する場合は、直前の開庁日）